

## 島根県立高等学校定時制課程第2次募集要項

県教育委員会は平成19年度入学者選抜合格発表後において、島根県立高等学校定時制課程に入学を希望する者について、欠員が生じたときは次により第2次募集を行う。

### 1. 出願資格

Iの1に定める応募資格を持つ者とする。ただし、平成19年度の公立高等学校入学者選抜に合格した者は除く。

### 2. 募集人員等

平成19年3月16日(金)の公立高等学校入学者選抜の合格発表の時点で、欠員が生じた各定時制課程の学校・学科において、各学校・学科の欠員数を募集人員とする。

### 3. 出願期間

平成19年3月20日(火)から3月23日(金)15時まで(祝日は除く)

ただし、郵送の場合、3月22日(木)の消印まで有効。

### 4. 出願に当たっての提出書類

(1) 入学願書(志願先の高等学校が作成したもの)及び受検料2,200円(島根県収入証紙を所定欄に貼付する。ただし、平成19年度島根県公立高等学校入学者選抜学力検査を受検した者は、入学願書を第1志望出願校へ提示し、収入証紙欄外に受検料の収入済みの収納印を受け、入学検定料800円分の島根県収入証紙を所定欄に貼付する。)

(2) 写真1枚

たて4cm×よこ3cm(6ヶ月以内に撮影したもの)を願書下部の「受検票」部分に貼付すること。なお、写真は無帽・無背景・正面とし、本人を鮮明に識別できるもの。原則として制服とする。白黒・カラー写真の別は問わない。

(3) 出身中学校長からの個人調査報告書(学校教育法施行規則第63条該当者は免除)

### 5. 自己申告書の提出について

(1) 入学志願者は、いずれかの学年で欠席日数が30日以上ある場合や、すでに中学校を卒業している場合に、自己申告書(様式第21号)を提出することができる。

自己申告書の本人の記入欄及び保護者の記入欄は、それぞれ直筆で記入すること。

(2) 自己申告書の提出を希望する入学志願者は、自己申告書を他の提出書類とともに、出身中学校の校長を経由して、所定の期間中に志願先の高等学校長へ提出しなければならない。

なお、出身中学校の校長に提出する際は、厳封してもよい。その際、封筒の表に志願先高等学校及び学科名、中学校名、本人氏名を記入すること。

### 6. 作文及び面接等

(1) 実施期日 平成19年3月27日(火)

(2) 実施場所 第2次募集を実施する各高等学校

(3) 実施当日の日程及び作文・面接等の実施方法や内容については、当該高等学校長が定める。

### 7. 選 抜

個人調査報告書、作文及び面接結果等の資料に基づき、総合的に行う。

### 8. 合格発表

平成19年3月30日(金)10時とする。

当該高等学校に合格者の受検番号を掲示する。併せて、当該高等学校長は出身中学校長を通じて本人に連絡する。